

八代市立文政小学校

「いじめ防止基本方針（概要版）」

平成28年度

「推進法」が求める「学校基本方針」

- ・それを読めば、学校が児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるもの。
- ・それを読めば、個々の教職員は、自分が今、何をすべきか分かるもの。
- ・それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいのか分かるもの。
- ・学校のいじめに対する「行動計画」

↓

組織的・計画的な生徒指導が分かるもの。

《留意点》

- * いじめの防止に始まり早期発見、いじめに対する措置の一連の内容を示す。いじめが発生した場合を想定した決めごとをつくる。
- * 学校いじめ対応マニュアルを参考にして、学校の実態に合わせてつくる。
- * いじめが起きてからの対応だけでなく、そもそも、いじめが起きないように、どのような取組を、どのくらいの回数、その学年のどの時期にといった年間計画をつくる。
- * 保護者や地域はもちろんのこと、児童生徒も巻き込む形でつくる。
- * P D C A サイクルを活用し、改善をはかる。

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立文政小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(熊本県いじめ防止基本方針から)

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

いじめの定義と具体的な態様例

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他 の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる

- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

但し、「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

- ・ いじめられた児童生徒の立場に立って考えること。
- ・ 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・ いじめの認知や対応は、複数で行うこと。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- ・ いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒には適切な対応が必要であること。
- ・ 好意から行った行為によって相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。

(2) いじめの未然防止について

すべての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が重要です。

すべての児童生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要です。

さらに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てるこことや、自己有用感や充実感を感じられる体験を社会全体でつくることも未然防止の観点から重要です。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことです。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。

また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的に認知することが大切です。

学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る環境づくりを行うことが求められます。

(4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、組織的な対応を行うことが大切です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要です。

そして、いじめの解決とは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断されるべきです。

(5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

(6) 児童会との連携について

「児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。」という目標のもと、年度始めに児童会目標を設定し、共によりよい生活を築こうとする意識や態度を育てる。

また、代表委員会・委員会活動・児童集会をはじめ、さわやか集会、思い出学級遊び（縦割り班遊び）、運動会（児童会種目）、人権月間の取組において、所属感や児童の連帯感を深め、仲間づくりやいじめ防止等に実践的な態度を育っていくことをねらいとする。

(7) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければなりません。

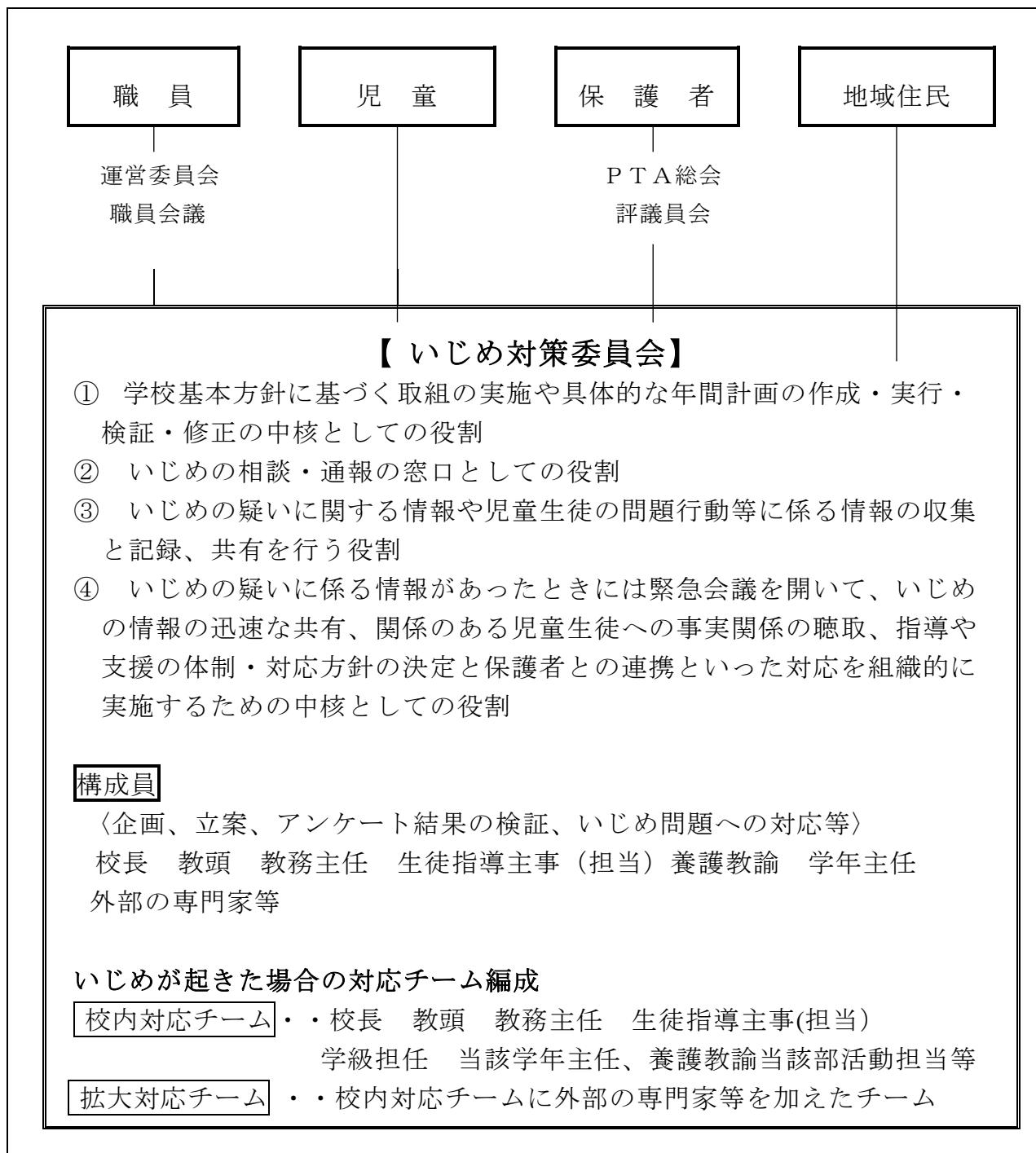
3 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) 本校の実態

本校は、ここ数年間「いじめ認知件数」は「0件」で報告している。

児童間のいさかいは無論あるのだが、担任および関係する職員が協力して早期に気付き(保護者や児童自身からの相談に応えた場合もある)、該当児童や関係児童と語り込み、互いの思いを出し合わせ・伝え合わせることで、相互理解を図りつつ早期解決を図っている。また、場合によっては言動の是々非々を厳格に指導し、児童の成長を促している。

(2) いじめの防止等の対策のための組織



(3) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

心の居場所づくり推進テーブル（4つ）の視点でのいじめ防止に取り組む。

○視点1 「児童生徒のつながりに関して」について

児童会目標に「あたたかい言葉かけをしよう」という言葉があり、児童相互があたたかい言葉をかけたり、思いやりの気持ちで相手に接する態度を育てる人間関係作りを行っている。あたたかい言葉、うれしくなる言葉を児童の中からさがし、掲示している。

○視点2 「教職員と児童生徒のつながり」について

毎朝の健康観察での一言発表で、教師とクラス全児童との会話や、生活アンケートによる気になる児童との教育相談で、信頼関係を築く努力を行っている。二学期以降も継続したアンケート調査や教育相談が必要である。

○視点3 「組織体としての教職員同士のつながり」について

問題について、担任や学年主任・生徒指導担当者・校長・教頭・全職員で一致団結して解決に当たる組織作りをしている。いじめ防止等の対策のために「いじめ対策委員会」を設置する。

○視点4 「学校と家庭、地域・関係機関のつながり」について

幼保小中連携を深め、情報を共有し、連携した取組が行われている。また、人権学習や命の学習についての取組を学級通信等で各家庭に知らせ、啓発を図る。

イ 道徳教育の充実

重点目標に

- 「・自分自身に関すること　よいこと悪いことを自分でよく考えて行動する」
 - 「・他の人とのかかわりに関するこ　みんなで仲良くし、助け合って生活する」
 - 「・自然や崇高なものとのかかわりに関するこ　自然を愛し自他の生命を大切にする」
 - 「集団や社会とのかかわりに関するこ　進んで働き、明るく楽しい学級や学校をつくる」
- を設定し、さらに道徳の時間の指導方針を以下に示し、各教科・領域等における道徳教育の推進、家庭や地域との連携推進を全職員で進めていく。

道徳の時間の指導方針

- ・ 全教育活動において、道徳の時間の要としての役割を明確にして、各教科等との有機的関連を図る。
- ・ 自己の道徳性の発達及び実態に基づき、児童自らの心、自己の道徳性を見つめる時間とする。
- ・ 指導者のコーディネーターとしての役割を自覚し、他の教職員との T・T 指導及び G・T の活用を図る。
- ・ 道徳推進教師を核とした指導体制の充実を図る。
- ・ 道徳の時間に、自己の道徳性を評価する時間を設ける。

ウ 児童会活動の充実

年度始めに児童会目標を設定し、児童自ら共によりよい生活を築こうとする意識や態度を育てる。

また、代表委員会を年間 10 回、委員会活動を月 1 回、児童集会やさわやか集会を月 1 回程度行い、よりよい学校づくりに参画する態度を育てる。

さらに思い出学級遊び（縦割り班遊び）、運動会（児童会種目）、人権月間の取組（ありがとうの木）において、所属感や児童の連帯感を深め、仲間づくりやいじめ防止等に実践的な態度を育てていくことをねらいとする。

エ 小中一貫・連携教育の取組

就学前から小学校、中学校等が連携を深め、教育活動を工夫してなめらかな接続を実現することは、いじめ防止だけでなく、あらゆる教育的な観点から大きな意味を持つ。鏡中学校校区5校は、「子ども自身によるいじめ防止活動」の取り組みを進めており、これに沿った活動を行っていく。

本校では以下の目標や視点を定め、取組を実施している。

○目標

- ・鏡中学校区内の保育園、小学校、中学校が「めざす子ども像」を共有することにより、各校・園の連携・接続を確かなものにする。
- ・各校・園がそれぞれの子どもたちの発達段階を理解し合い、段階に応じた必要な手立てを継続的・計画的に講じることにより、長期的・発展的な視野に立って「生きる力」の育成をめざす。
- ・特別支援教育の視点に立って幼児・児童生徒理解を深め、個に応じた継続的指導を行う。

○連携の視点

- ・互いの教育（保育）に関する理解の推進
- ・「遊び」の発展的展開（「遊び」から「学習」へ）
- ・「望ましい生活習慣と規律」の育成
- ・「ひと（他者）とかかわる力」の育成

○取組

- ・子どもの交流・・・交流学習会（7月）陸上記録会（10月）、ジュニアリーダー研修（8月）、球技大会、北部音楽会（11月）新入児体験入学、学習発表会（2月）、ようこそ先輩、そうだ鏡中に行こう（鏡中体験授業）、
- ・その他の交流・・・保小連絡会・小中連絡会、就学時健診、合同あいさつ運動等

オ 体験活動の充実

道徳や特別活動、総合的な学習の時間、生活科において「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成していく。

カ 校内研修の取組

校内研修の研究主題の達成を図る中で、学習規律と良好な人間関係を身につけ、互いの考え方や思いを伝え合う力を育成してきた。仮説の中の「生活の中に生かす伝え合う力、表現力を養う」ことに工夫して取り組み、子ども同士がつながり合う場を大切にし、関わりを広げ、言語環境を整え、日常的な言語活動を充実させていく。

また、研修の中に人権教育（児童の実態報告・実践報告）を設定し、教職員の人権

感覚を磨く場としている。

さらに毎週金曜日の職員朝会の時間を「子どもについて語る時間」とし、各学級の担任が、クラスの子どもについて気になることや共通理解しておくことなどを報告し、児童理解や丁寧な対応、いじめの早期発見につなげることとしている。

キ 生徒指導充実月間の取組

○ 4月

- ・担任をはじめ全職員が人間関係の状況把握やいじめの早期発見に努める。
- ・年度当初の望ましい学級集団の土台作りを行い、教師と児童、児童同士のよりよい人間関係の構築に努める。
- ・児童一人一人を見つめ、不安の解消を図る。

○ 6月 「心のきずなを深める月間」

- ・全校集会において校長が命の大切さやいじめの根絶、きずなについての「いのちの講話」を行う。
- ・「生活アンケート」を実施し、児童やクラスの状態をつかみ、すべての児童に教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめ根絶への学級ルール作りや、いじめ根絶標語やポスターを作成・掲示し、いじめ根絶の気運を高める。
- ・いのち、いじめ根絶、心のきずなの授業を、道徳や学級活動の時間に実施し、命を大切にすることやいじめを許さない、きずなを大切にする態度と実践力を育成する。

○ 9月 「命を守る月間」

- ・始業式において、自他の生命を大切にすること、やさしい言葉かけを心がけること、思いやりの心で接することを講話する。
- ・いじめの早期発見、不登校の未然防止のために「愛の1・2・3運動」を確実に実施し、担任だけでなく、校長や養護教諭も協力し、チームで対応する。
- ・「愛の一聲運動」を行い、あいさつと共に、担任は学習中の声かけだけでなく、あらゆる時間を活用して生活リズムの確認や興味のあることなどの声かけを行う。

ク 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

本校では「命を大切にする心」を育む指導プログラムを作成し、道徳や各教科、学級活動を中心としたあらゆる指導で命を大切にする心を育む心情や態度の育成をめざす。各学年において学期ごとにテーマを設け、プログラムを計画的、系統的に進めていく。

ケ ネット世代の児童に対応した取組

本校の「心のアンケート」結果からは、ネットに起因するいじめ事象は確認できない。しかし、SNS等のネット環境を利用している児童は少なくない。そこで、「くまもと携帯電話スマートフォンの利用5箇条」等を適宜活用し、情報安全・情報モラルに関する教育、法律やルールを守る心や自他のプライバシーを大切にする心を育てる教育を発達段階に応じて、計画的、系統的に進めていく。

(4) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

○ 6月

- ・「生活アンケート」を実施し、児童一人ひとりの状態やクラスの様子をつかむ。また、すべての児童に教育相談を行い、いじめの早期発見と不安の解消に努める。

○ 11月

- ・「熊本県公立小中学校 心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」を全児童に実施する。アンケート結果を考察し、学校全体や学級のいじめの実態をつかみ、全職員で共有し、いじめの早期発見や迅速な解決に努める。
- ・アンケート後、全児童に教育相談を行い、いじめ解決の見通しや不安の解消、書けなかつたいじめの発見、解決に努める。

※ アンケート調査でいじめ件数「0」の場合、これを児童や保護者に公表し、本当にいじめがないのか検証を行う(平成28年度から実施する)。

イ 校内相談窓口の設定と周知

まずは、担任等の教職員と子どもとの信頼関係をつくり、担任等が一番の相談窓口と考え、さらに同学年担当や生徒指導担当、養護教諭、部活動担当者等が連絡や調整に当たる窓口とする。児童には「どの先生にでも相談できる」ことを伝え、全職員は真剣に訴えを聞く姿勢で、いじめの早期発見や悩みや不安の解消に努めていく。

ウ 電話相談窓口等の周知

本校では全児童に「児童生徒が携行できる相談窓口一覧」を配布し、ランドセルの中に携行させている。校内や家庭で相談できなかつたり、抵抗を感じる児童には遠慮なく利用し相談できることを説明している。

エ 特別支援教育の視点から

- ・一人一人のニーズに応じた支援を行い、児童が安心して学校生活を送ることができるようとする。
- ・一人一人のよさや違いを認め、尊重し合う態度を育成する。

オ 日々の観察

校長の校門でのあいさつをはじめ、担任は毎朝の健康観察で学級の児童に、健康観察の他にプラス1の声かけをし、生活リズムの確認や児童が興味あることなどを聞いたりしている。また、担任の児童でなくとも、どの子にもあいさつや声かけをし、授業等の活動時間以外でも児童の様子を観察し、気になったことは担任等に報告し、共有している。

さらに給食中や休み児時間、昼休み、部活動の着替え中等も、可能な限り児童の様子を観察し、様子の変化をつかむことやいじめの未然防止に努めている。

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

- いじめられた子どもの立場に立って、いじめられた子どもの気持ちを重視する。
- いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チーム（担任・学年担任・校長・教頭・生徒指導担当等）で対応する。
- 互いの話を否定せずに最後まで傾聴し、事実を確認する。

○プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図る。

○職員会議等を通して、現状について全職員が共通の認識を持つ。

イ いじめられている子どもへの対応

○安心して相談できる場（保健室等）を設定する。

○本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。

○いじめ解決に向けた決意を伝え、徹底的に守る姿勢を示す。

○スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

○家庭や外部の関係機関等との連携をとる。

ウ いじめている子どもへの対応

○担任や生徒指導担当を中心に、正確な情報の収集、整理、分析を行う。

○いじめの事実を明らかにし、毅然とした態度で自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。

○相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。

○家庭や外部の関係機関との連携を図る。

エ 周囲の子どもへの対応

○担任や同学年担任、生徒指導担当等が、周囲から見た正確な情報の収集を行う。

○いじめは決して許されないとすることを、毅然とした姿勢で指導する。

○いじめられた子どもを、集団として支える体制づくりを進める。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

○必ず担任（必要に応じ校長、教頭、関係職員等）は家庭を訪問し、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。

○保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。

○情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。

カ いじめた生徒の保護者への対応

○家庭訪問や、学校で面談するなどして、必ずいじめの事実について伝える。その際、校長を中心に担任や同学年担任、生徒指導担当等の複数の教職員で対応する。

○いじめについての事実関係を、冷静かつ正確に伝える。

○保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。

○対応している事案について、「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の共通理解を図る。

○いじめを受けた子どもとその保護者に対し、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

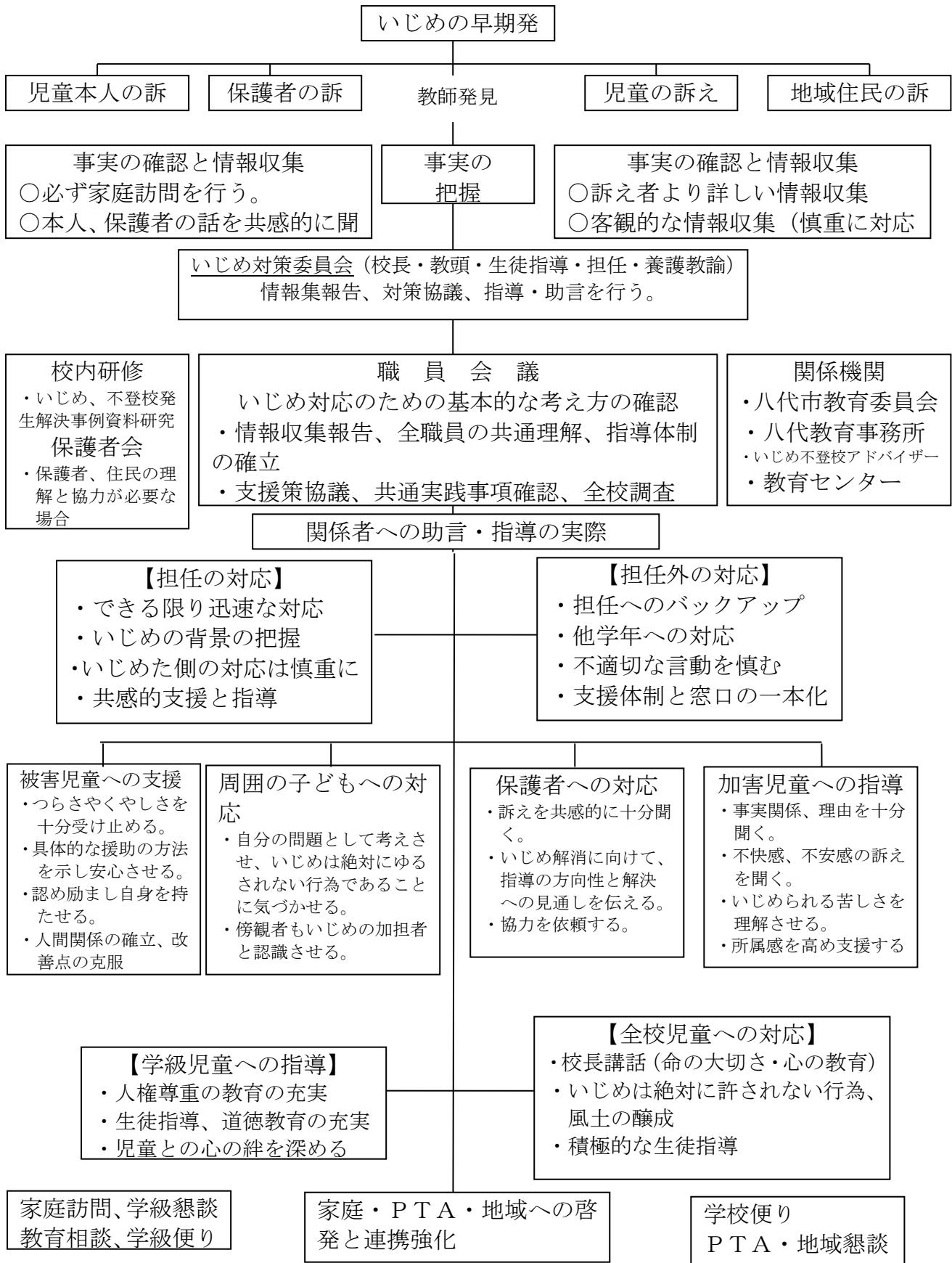
ク 保護者全体への対応

○事実に基づく適切な情報提供を行い、誤解や動搖が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。

○関係する子どもや保護者のプライバシーを尊重すると共に、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらうようお願いする。

○今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

（6）いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止等への取組の評価について

- 保護者や関係機関等に、いじめ解決のための経過や結果及び今後の指導について適切に報告する。
- 解決したと見られた後も、継続して子どもたちの観察を行い、適宜指導する。
- 事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。
- これまでの事例をもとに改善点を洗い出して、学校の指導体制を見直し、いじめ問題の総合的な取組体制を強化する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告、調査、対処（図2）

ア 重大事態の意味

（重大事態）法28条より

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大事態」について、いじめを受ける児童生徒の状況から以下に例示する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合
(30日未満でも市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合もあります。)
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、図2のように学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになります。

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。また、市教育委員会は、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断します。

その際、主体がどちらになろうとも、市教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施します。

ウ 調査主体が学校の場合

（ア）重大事態の調査組織の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接

の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努めます。その組織は、学校のいじめの防止等の対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとります。

(イ) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかりと向き合おうとする姿勢で臨みます。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。

関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要です。

(エ) 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

(オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会や学校の関係者は、得られた調査結果より、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処をします。

エ 調査主体が市教育委員会の場合

学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に市教育委員会、学校が一体となって取り組みます。

（2）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

上記（1）～（エ）の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行います。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任

において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。

また、当該学校について再調査を行った時、市長はその結果を議会に報告します。

6 基本方針の見直し及び公表

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

市としても、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じます。

市は、市及び各学校における基本方針の策定状況を公表します。